

2024・2025年度 明石市保育料金額表

2号・3号認定（保育認定）

階層 区分 (市)	定義		3歳未満児（0～2歳クラス） 〔3号認定〕		3歳以上児（3～5歳クラス） 〔2号認定〕	
			保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
1	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び養育里親世帯		0	0	0	
2	市民税非課税世帯（第1階層を除く。）		0	0		
3	市民税のうちの均等割の額のみの世帯（所得割の額のない世帯）		9,000	8,900		
4	市民税のうちの所得割額が課税されている世帯 （右欄の範囲内で、所得割額の合計金額が該当する階層で決定する。）	16,000円未満	11,900	11,800		
5		16,000円以上 32,000円未満	13,900	13,700		
6		32,000円以上 48,600円未満	16,700	16,500		
7		48,600円以上 77,101円未満	22,400	22,100		
8		77,101円以上 97,000円未満	29,700	29,300		
9		97,000円以上 169,000円未満	37,300	36,800		
10		169,000円以上 187,000円未満	46,200	45,600		
11		187,000円以上 206,000円未満	51,900	51,200		
12		206,000円以上 225,000円未満	56,500	55,700		
13		225,000円以上 244,000円未満	59,900	59,000		
14		244,000円以上 263,000円未満	60,100	59,200		
15		263,000円以上 282,000円未満	60,600	59,700		
16		282,000円以上 301,000円未満	61,000	60,000		
17		301,000円以上 397,000円未満	61,700	60,700		
18		397,000円以上	62,500	61,500		

※階層区分は、4月分～8月分保育料は前年度分の市民税課税額、9月分～翌年3月分保育料は当年度分の市民税課税額により決定します。そのため、9月より保育料が変更となる場合があります。

※第1子の年齢や保護者の所得にかかわらず、第2子以降の保育料は無料とします。（ただし、保育料の決定に必要な課税情報が確認できない場合は、第2子以降であっても無料となりませんのでご注意ください。）

※裏面の注意事項もご確認ください。

[注]

1. 保育標準時間と保育短時間について

平成27年度の保育料から保育の必要量に応じて2種類の保育料を設定しています。

保育施設を利用（継続利用も含む）する際に新たに交付する支給認定証に保育の必要量を記載しますので該当する保育料をお支払いください。

2. 要保護世帯

要保護世帯とは、母子世帯等、在宅障害児（者）のいる世帯、保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯を言います。

3. 次に掲げる区分に該当する世帯については、下記の保育料額に読み替えます。

世帯の条件	第3階層から第7階層のいずれかに属する要保護世帯等		
階層区分 (市)	定義	3歳未満児 〔3号認定〕	
		保育標準時間	保育短時間
3	市民税のうちの均等割の額のみの世帯 (所得割の額のない世帯)	4,500	4,400
4	16,000円未満	5,900	5,900
5	16,000円以上32,000円未満	6,900	6,800
6	32,000円以上48,600円未満	8,300	8,200
7	48,600円以上77,101円未満	9,000	8,800

4. 第1子の年齢や保護者の所得にかかわらず、第2子以降の保育料は無料とします。ただし、保育料の決定に必要な課税情報が確認できない場合は、第2子以降であっても無料となりませんのでご注意ください。

また、入園料や延長保育料、給食費（主食費）、被服代、教材費、文房具代、園外保育に係る諸経費などの実費徴収分については、無料ではありません。

5. 第1子の姉か兄が保護者と別居している場合は、施設を利用する子どもが第2子以降であることが確認できません。そのため、戸籍謄本などの書類の提出が必要になります。

6. 保育料は、子どもと生計を一にしている父母（場合によってはそれ以外の家計主宰者である扶養義務者）の市町村民税額により決定します。

7. 市町村民税の課税対象年の1月1日時点で明石市ではなく、他市町村に住民登録があった場合には、その市町村が発行する「所得割・均等割が明記されている住民税課税証明書」を提出していただく必要があります。また、課税対象年1月1日時点で国外に居住があった場合には、「海外所得にかかる証明書兼申立書」を提出していただき、明石市が年間収入から市町村民税額を推計し、保育料を算定させていただきます。また、市町村民税の課税対象年の1月1日時点で明石市ではなく、指定都市に住民登録があった場合には、1月1日時点で明石市に住民登録があったとみなして、住民税課税証明書に記載されている所得割額を改めて計算します。

8. 「3歳未満児」とは、本年度4月初日の前日において3歳に達していない子どもをいい、その子どもが年度途中で3歳に達した場合においても、本年度中に限り3歳未満児としてみなします。（他の年齢についても同様です。）また、認定区分についても、子どもが満3歳に達した際に3号から2号へ認定変更となりますが、上記と同様に、本年度中に限り3号認定としてみなします。

9. この表の第3階層における「均等割の額」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、第3階層から第18階層における「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7（寄附金税額控除）、第314条の8（外国税額控除）及び第314条の9（配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除）並びに附則第5条第3項（配当控除）、附則第5条の4第6項、附則第5条の4の2第6項（住宅借入金等特別税額控除）、附則第5条の5第2項（寄附金税額控除の特例控除）、附則第7条の2第4項及び第5項、附則第7条の3第2項（ふるさと納税のワンストップ特例制度に係る申告特例控除）並びに附則第45条の規定は適用しないものとします）の額をいいます。

10. 市町村民税額の額を計算する場合には、税額控除（調整控除を除く）や減免額は適用しません。

11. 保育短時間認定を受けている子どもが、定められている利用可能時間を超えて保育を利用する場合には、延長保育となります。利用金額は、本書記載の保育料における保育標準時間認定者との差額となります。また、延長保育を利用される場合は、事前に施設に対して申請を行い、施設長の承認が必要です。